

## 会津大学教員の任期に関する規程

	(平成18年	4月	1日	規程第53号)
改正	平成18年	7月10日	規程第85号	
改正	平成26年	12月	1日	規程第13号
改正	平成27年	4月	1日	規程第18号
改正	平成27年	7月	1日	規程第30号
改正	平成29年	2月22日	規程第27号	
改正	平成29年	4月	1日	規程第4号
改正	2023年	7月	1日	規程第14号
改正	2024年	4月	1日	規程第15号

### (趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号以下「法」という。）第5条第1項及び公立大学法人会津大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条の規定に基づき、会津大学の教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任期を定めて任用する教員の職等)

第2条 法第4条第1項第1号又は第3号の規定に基づき、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職及び任期は、別表のとおりとする。

### (任用の同意)

第3条 理事長は、前条の任用に際しては、当該任用される者の同意を同意書（別紙様式）により得なければならない。

### (業績審査)

第4条 この規程により任用された教員（以下「任期付教員」という。）の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任用中の業績審査を行うものとする。

2 理事長は、前項の業績審査において、当該任期付教員の業績が上位の職として適当と認められる場合は昇任させることができる。

### (任期の延長)

第5条 任期付教員は、任期満了前に産前産後の特別休暇、育児休業及び介護休業を取得した場合は、当該休暇及び休業の期間を超えない範囲で任期を延長することができる。ただし、当初の採用の日から10年を超えて任期を延長することはできない。

### (任期の定めのない教員への転換)

第6条 理事長は、第4条により再任した任期付教員を業績等の審査により、任期の定めのない教員にすることができる。

2 前項に定める審査は会津大学教員のテニユア・トラック制に関する規程に定めるテニユア獲得資格審査を準用する。

### (公表)

第7条 この規程を定め、又は改正したときは、遅滞なく、会津大学ホームページ等により広く周知を図るものとする。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長会議の議を経て、理事長が定める。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、2023 年 7 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

別表

教育研究組織	職名	任期	再任		根拠
			可否	任期	
産学イノベーションセンター	教授、准教授又は講師 (産学イノベーションセンター専任に限る)	3 年を超えない範囲内	可	再任の都度 3 年以内 (ただし 10 年を限度とする)	法第 4 条第 1 項第 1 号
復興創生支援センター	教授、准教授又は講師 (復興創生支援センター専任に限る)	3 年を超えない範囲内	可	再任の都度 3 年以内 (ただし 10 年を限度とする)	法第 4 条第 1 項第 1 号

別紙様式

同意書

年 月 日

公立大学法人会津大学理事長 様

\_\_\_\_\_印

私は、会津大学教員の任期に関する規程に基づき、下記のと通りの任期により、  
会津大学 教員として任用されることに同意します。

記

任期 年 月 日から 年 月 日まで